

高水漁業協同組合内共 9 号第 5 種共同漁業券遊漁規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、高水漁業協同組合が免許を受けた、内共 9 号第 5 種共同漁業権に係る漁場のうちこの組合が管理する漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うぐい、おいかわ、かじか、うなぎ、いわな、やまめ、及びにじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に口頭又はオンラインサービスによる方法により申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 10 条に規定する場合を除き、承認をするものとする
- 3 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに第 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する遊漁料を納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法によりウ欄の統数、又は規模の範囲でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 統数又は規模
いわな やまめ	竿 釣	1 人 1 本以内

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
いわな、やまめ	3 月 16 日から 9 月 30 日まで

(全長制限)

第 5 条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚種	イ 大きさ
いわな、やまめ	全長 15 センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第 6 条 第 2 条第 3 項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし第 3 項但し書きに規定する方法により納付するときは 700 円を附加した額とする。

承認期間	遊 漁 料
1 日	800 円
1 年	5,000 円

- 2 前項の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

区分	遊漁料
中 学 生 以 下 の 者	無 料
身体障害者	前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額

- 3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間の1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において漁場監視員にすることができる。
 - (1) 飯山市大字静間町尻 1340-1 長野県飯山庁舎内 高水漁業協同組合事務所。
 - (2) その他、組合が指定し掲示した場所。
- 4 前項の規定にかかわらず、オンラインサービスにより遊漁申請をした場合の遊漁料の納付は、オンラインサービスで指定される方法による。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、様式第1号から第4号までの遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。なお、オンラインサービスで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を提示できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインサービスの画面を提示しなければならない。
- 2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示をおこなうことがある。
- 2 漁場監視員は様式第5号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする

(違反者に対する処置)

- 第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合その者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

【附則】平成26年1月1日施行

この規約の改正は、令和5年2月1日から施行する。

(行政庁の許可日 令和4年10月14日)